

著作物とは・・・

**思想又は感情を創作的に
表現したものであって、
文芸、学術、美術又は
音楽の範囲に属するもの**

(著作権法 第2条第1項第1号)

著作物の例

言語の著作物	講演、論文、小説、脚本、詩歌など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、ダンス、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書など
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、設計図、模型など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム
その他に二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物があります。	

著作者とは・・・

「著作物を創作した人」

：

著作者の権利「著作権」を守る
「著作権法」

著作者の権利 (著作権)

著作権
(財産権)

著作者人格権

二次的 著作物 の 利用 に 関 する 権 利	翻 訳 権 ・ 翻 案 権	貸 与 権	譲 渡 権	頒 布 権	展 示 権	口 述 権	公 の 伝 達 権	公 衆 送 信 権	上 映 権	上 演 権 ・ 演 奏 権	複 製 権	同 一 性 保 持 権	氏 名 表 示 権	公 表 権
---	---------------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------------	-----------------------	-------------	---------------------------------	-------------	----------------------------	-----------------------	-------------

著作権侵害の民事責任と刑事罰

民事責任	①損害賠償請求 ②侵害行為の差止請求 ③不当利得返還請求 ④名誉回復等の措置の請求	
刑事罰	侵害行為者	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（又はこれらの併科）
	侵害行為者が所属する企業・団体等	1億5,000万円以下の罰金

ポイント

「著作物」… 思想又は感情を創作的に表現したもの

「著作者」… 著作物を創作した人

「著作権」… 著作物を他人に勝手に利用されない権利

「許諾」… 著作物を利用する際の「許可」

ポイント

文章やイラストなど、他人の著作物を
無断でコピーしたり、インターネットに
公開することは著作権侵害になる。

引用の条件

- ア.既に公表されている著作物であること
- イ.「公正な慣行」に合致すること
- ウ.報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること
- エ.引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- オ.カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- カ.引用を行う「必然性」があること
- キ.「出所の明示」が必要(コピー以外はその慣行があるとき)

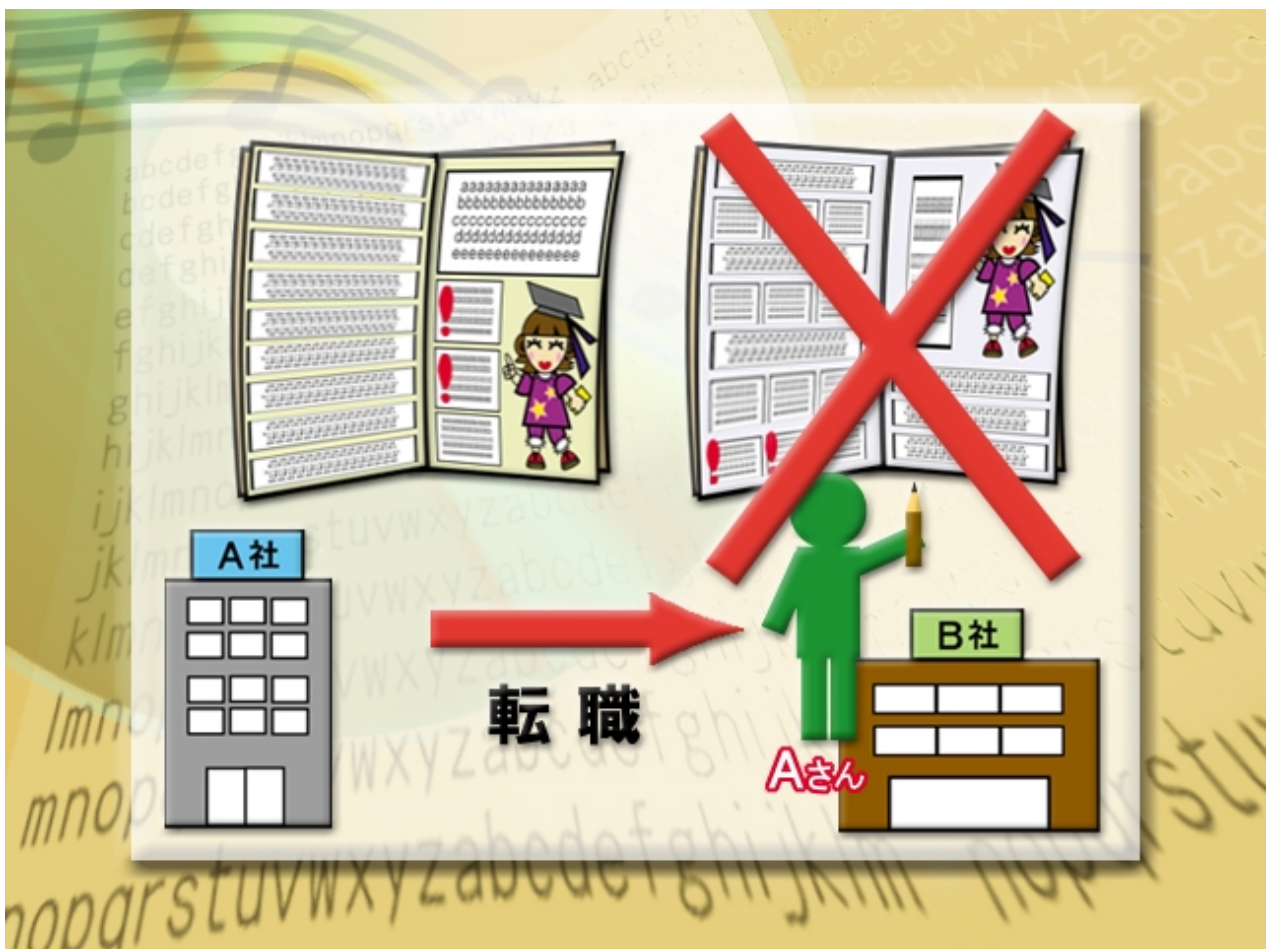
ポイント

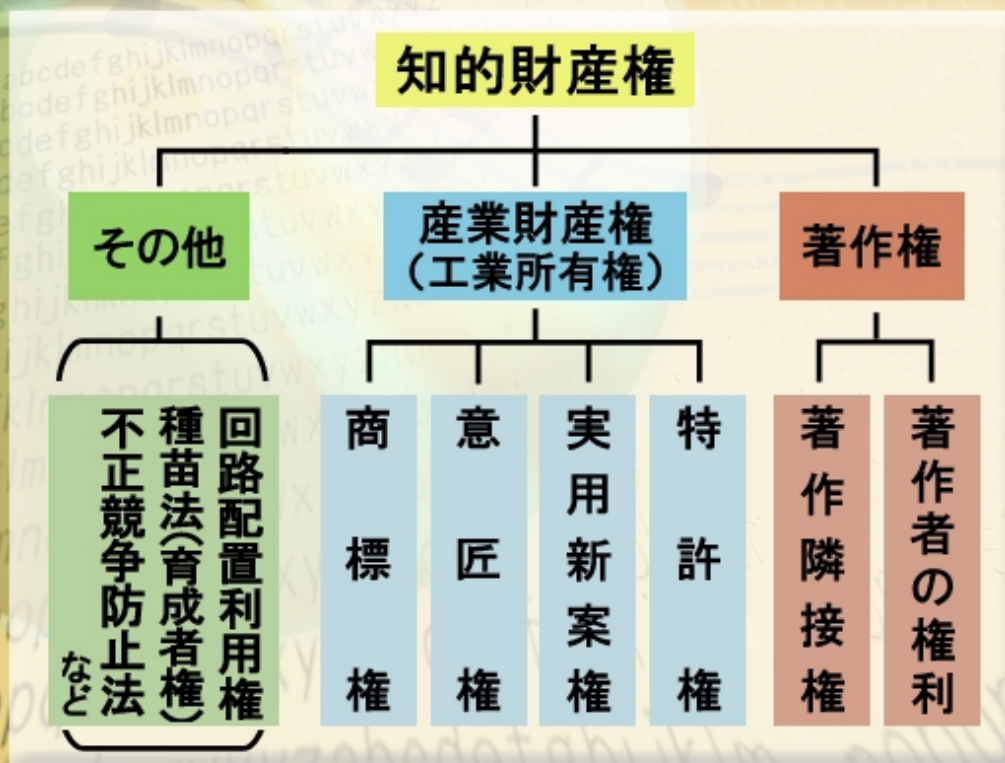
著作物を利用するためには、

- ・「利用目的」「利用期間」「利用媒体」「利用者」など、用途を明確にし、許諾申請をする。
- ・「引用」の条件を満たす場合には、許諾は不要。

法人著作（職務著作）

- ア、法人（会社など）の発意にもとづき
 - イ、従業員が
 - ウ、職務上創作したもので
 - エ、会社の著作名義で公表したもの
（プログラムの著作物は除く）
 - オ、契約などで特段の定めのない場合
- 会社が著作者になります。**





ポイント

「法人著作」

- ・法人(会社など)の発意により、
- ・従業員が
- ・職務上創作したもので
- ・会社の著作名義で公表するもの
(プログラムの著作物は除く)
- ・契約などで特段の定めのない場合



会社が「著作者」となる

著作物の利用法

◆ 利用許諾契約

著作権者と利用者との間での、著作物の利用方法や利用条件に関する取り決め。

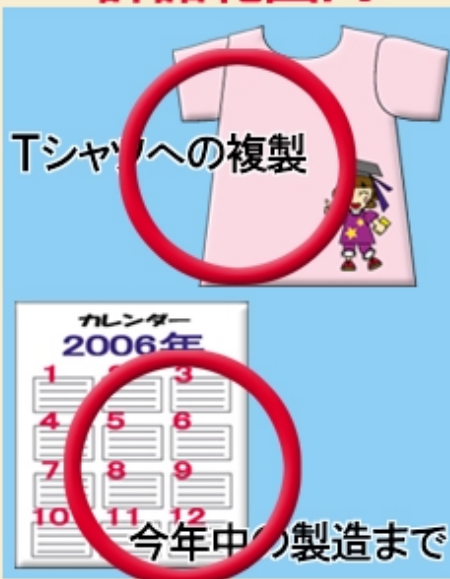
◆ 譲渡契約

著作権自体をゆずり受ける契約。

※「著作者人格権」は譲渡できない。

利用許諾契約の場合

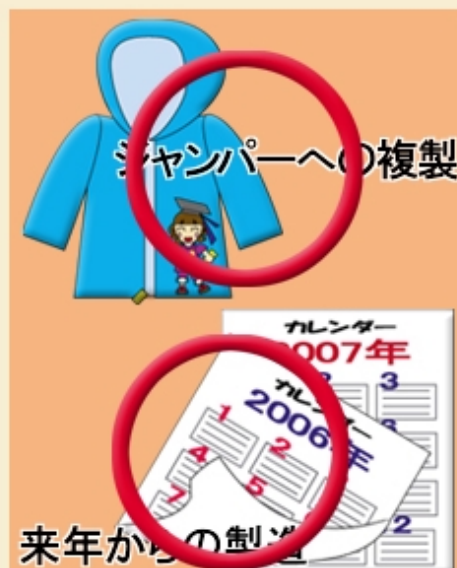
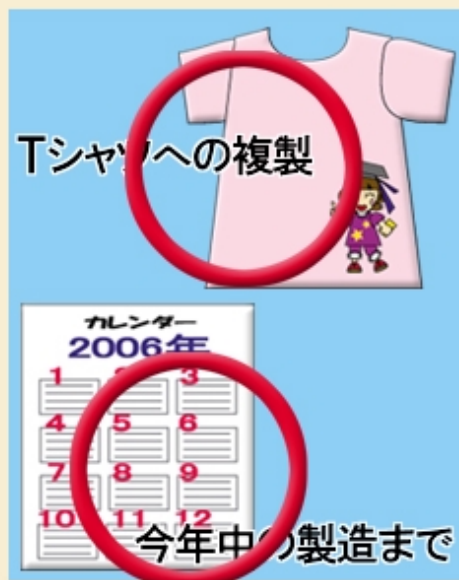
許諾範囲内



許諾範囲外



譲渡契約の場合



キャラクターの改変例



原作



改変

公募の注意

1. 応募作品が自作、未発表のオリジナル作品であること
2. 未成年者の応募には親権者の同意が必要であること
3. 採用作品の著作権の取り扱い方法について予め明確にしておくこと
4. 採用作品の著作者から利用許諾を受ける場合には、「利用できる範囲」及び「利用条件（著作者の表示の要否など）」を明確にしておくこと

ポイント

著作物を利用する場合、
利用の仕方（目的／期間／利用範囲など）
を予め明確にしてトラブルを防止する。



適切な「契約」を結ぶことが重要

ポイント

- ・相手の権利を尊重する。
- ・自らの権利を正当に主張し、必要に応じて法的な手段を取る。
- ・著作物を守り、活用するためには、「契約」が重要。

著作物の利用に関する相談窓口

著作権全般	(社)著作権情報センター(CRIC)	03-5353-6921(代)	http://www.cric.or.jp/
	“ 著作権テレホンガイド	03-5353-6922	
放送	日本放送協会(NHK)	0570-066066	http://www.nhk.or.jp/
放送	(社)日本民間放送連盟(NAB) デジタル推進部	03-5213-7717	http://www.nab.or.jp/
コンピュータ プログラム	(社)コンピュータソフトウェア 著作権協会(ACCS)	03-5976-5175	http://www2.accsjp.or.jp/
ビデオ	(社)日本映像ソフト協会(JVA)	03-3542-4433	http://www.jva-net.or.jp/
ビデオ	(株)日本国際映画著作権協会 (JIMCA)	03-3265-1401	http://www.jimca.co.jp/
出版	(社)日本書籍出版協会(JBPA)	03-3268-1303	http://www.jbpa.or.jp/
写真	日本写真著作権協会(JPCA)	03-3221-6655	http://www.jpca.gr.jp/
キャラクター	日本商品化権協会(JAMLA)	03-5565-1571	http://www.jamra.org/
その他	日本弁理士会／相談窓口	03-3519-2707	http://www.jpaa.or.jp/
その他	日本行政書士会連合会	03-3476-0031	http://www.gyosei.or.jp/

音楽や文芸作品、新聞・雑誌などの著作権を管理し、
利用者に許諾を与える「著作権等管理事業者」については
文化庁ホームページをご覧ください。

<http://www.bunka.go.jp/ejigyou/script/ipkenselect.asp>